

最高裁秘書第983号

平成28年3月23日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを
別添のとおり送付します。

記

諮問番号 平成27年度（最情）諮問第30号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03-3264-8330（直通）

平成28年3月18日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 戸 倉 三 郎

理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

1 諒問日等

(1) 諒問日

平成28年3月18日

(2) 諒問の要旨

申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、「憲法週間における最高裁判事の視察に際し、広島高裁は、最高裁に対し、広島高裁及びその管内に関する概況説明資料を提供していると思われる。そのため、最高裁は、他の高裁からも、同高裁及びその管内に関する概況説明資料を提供させていると思われるから、本件対象文書は存在するといえる。」と主張しているが、当該判断は相当であると考える。

2 理由

(1) 開示申出の内容

憲法週間における最高裁判所裁判官の視察に際して受領した以下の文書の最新版（以下、「本件対象文書」という。）

- ア 東京高等裁判所及びその管内に関する概況説明資料
- イ 大阪高等裁判所及びその管内に関する概況説明資料
- ウ 名古屋高等裁判所及びその管内に関する概況説明資料

- エ 福岡高等裁判所及びその管内に関する概況説明資料
- オ 仙台高等裁判所及びその管内に関する概況説明資料
- カ 札幌高等裁判所及びその管内に関する概況説明資料
- キ 高松高等裁判所及びその管内に関する概況説明資料

(2) 最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、平成28年2月1日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

(3) 最高裁判所の考え方及びその理由

ア 原判断は、本件対象文書について「取得していない」として、不開示としたものである。

イ 通常、憲法週間における最高裁判所判事視察では、視察を受ける庁において同庁に関する概況説明が実施されており、最高裁判所判事が視察を受ける庁の事件動向等のほか、所在する都道府県の地域性及び特色について説明を受けていると聞いているが、その際に使用されている資料については、最高裁判所事務総局から各高等裁判所及び視察を受ける庁に対して提出を求めていない。

したがって、各高等裁判所又は視察を受ける庁が概況説明に関して資料を作成したとしても、最高裁判所事務総局はそれを取得していない。

ウ 最高裁判所判事が、視察を受ける庁又は高等裁判所から、概況説明時に資料を手渡されたり事前に送付されたりすることもあり得るところであろうが、それらの資料は最高裁判所判事個人の手持ち資料であり、「裁判所の職員が組織的に用いるものとして、裁判所が保有しているもの」（裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱記第1）ではない。

総務省行政管理局編「詳解情報公開法」23頁以下によれば、「組織的に用いる」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該組織において、業

務上必要なものとして利用又は保存されている状態のものを意味し、職員が単独で作成し、又は取得した文書であって、専ら自己の職務の遂行の便宜のためにのみ使用し、組織としての利用を予定していないもの（自己研鑽のための研究資料、備忘録等）などは、組織的に用いるものに該当しないとされている。

これをふまえ、最高裁判所判事が視察を受ける庁又は高等裁判所から視察資料を受領した場合の当該文書の性質を検討するに、最高裁判所判事が現場において状況把握を容易にできるよう、説明者が説明の便宜のため供したものであり、視察者たる最高裁判所判事以外の者が利用することは予定されておらず、最高裁判所判事が視察を受ける庁及びその地域の状況を見極めたことにより、当該文書を不要と判断すれば廃棄が可能である。また、視察後に最高裁判所が組織的に利用することは予定されておらず、他の職員が利用できる職員共有の保存場所である執務室の書架等にも該当する資料は存しない。

したがって、最高裁判所判事が視察に関して資料を受領したとしても、当該文書は最高裁判所判事が単独で取得した文書であって、視察の便宜のためにのみ使用し、現に組織的な利用はされていないから、司法行政文書に該当せず、本件対象文書を取得したということはできない。

エ ここで、最高裁判所判事付秘書官（以下、「秘書官」という。）の本件対象文書の保有について検討する。

秘書官は、最高裁判所判事の命を受けて、機密に関する事務を掌るとされ（裁判所法54条2項），その職務としては、上司たる最高裁判所判事の職務に伴う機密に関する事務を処理するほか、最高裁判所判事の職務の執行の補助も該当する。憲法週間における最高裁判所判事視察においては、①視察する庁の決定の検討補助、②視察日程の調整、③最高裁判所判事の視察に関する意向等の伝達等を行っている。そのため、秘書官が視察資料を事前に又は視察の場で受領することはあり得るが、これは最高裁判所判事に渡すため

にすぎず、現に受領後すぐに渡しているため、秘書官が視察資料を保有することはない。

オ 以上のとおり、本件対象文書について、最高裁判所事務総局は取得しておらず、仮に最高裁判所判事が直接受領し保有していたとしても、それらは司法行政文書に該当せず、秘書官が職務上保有していることもないから、本件対象文書を「取得していない」とした原判断は相当である。

カ なお、本件苦情申出を受け、確実を期すために再度、秘書課所管の執務室内の書庫等を探索したが、該当する文書は確認できなかった。